

## 第800回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年5月8日(火) 午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者(15名)

1番 田村 磨利	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 小川 節美
7番 澤田 誠規	8番 今津 久雄	9番 小島 久司
10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透	

---

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 西山 讓		

4. 欠席者(3名)

5番 細川 秀信	6番 山本 大	7番 浦田 久永
----------	---------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第5条許可申請審査について

議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

○議長 皆さんこんにちは。今日は昨日からのあいにくの雨の中、委員会出席ありがとうございます。スムーズな会を進めて行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、これより第800回宿毛市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番山本欣史委員、6番小川節美委員にお願いします。

なお、5番細川秀信推進委員、6番山本大推進委員、7番浦田久永推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員より、議案の説明をお願いします。この件につきましては、事務局の方から報告がありますのでよろしくをお願いします。

○事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。

それでは議案第1号について、報告させていただきます。

当初はですね、5条の申請書が出て来た時にですね、隣地の土地の同意書が取れていないという事でした。それで受付だけして総会までには、隣地農地同意書を提出するという事でした。それがですね、昨日申請者の代理人の坂本行政書士より電話がありまして、ゴールデンウィーク期間中に隣地農地同意書等を取る予定であったけれど、その対象者と会う事ができなかったという事になりまして、とりあえず今回の申請は保留扱いにして来月の総会ですね。来月の総会までには、隣地農地の同意書を提出できるという事ですので、この1号案件の5条の申請書は、今回は保留として6月の総会で再度審査をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。事務局からは以上です。

○議長 長 今、事務局からの説明がありましたので5条はこのまま保留にしまして続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は3ページになります。今回の申請は4件ありました。内訳は新規、再設定がそれぞれ2件ずつです。順番にご説明いたします。

番号 9 番。新規設定です。場所は大字押ノ川、西南交通西押ノ川バス停付近、国道 56 号線沿いの農地 1 筆になります。

借受人は、これまで四万十市や黒潮町で農地を借受け野菜等栽培しており、今回初めて宿毛市で畑を借り受けることとなりました。

なお、今回借り受ける農地の一部については、貸付人も使用することです。地目は畑で、季節野菜を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして番号 10 番と 11 番です。こちらは、借受人が同一人物ですので一括してご説明いたします。いずれも 5 年間の使用貸借期間満了に伴い再設定するものです。

場所は全て大字黒川。大きく 4 か所に分かれており、今城建設向かい中筋川沿いに広がる農地のうちの 1 筆のほか、山手に広がる農地 4 筆のあわせて 5 筆です。田では水稻を、畑では季節野菜を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号 12 番。新規設定です。大字黒川。こちらの農地は、2 年前まで他の方と利用権設定がされておりましたが期間満了に伴い、今回新たに別の借受人との間で利用権設定を行うものです。

田では、水稻の育苗としてハウスを建てるとの計画が出されており、

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きまして、受付番号 9 番について、押ノ川地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに 9 番朗読】

両方とも電話で確認しました。●●さんは、1 年くらい前から●●さんが借りたいという事でちょっと話をしてこられて、やっぱりこういう利用権の設定というか申請をして契約をしないと貸せない言う事で、今回出されたという事です。

1,339 m<sup>2</sup>とありますがそのうちの 1,000 m<sup>2</sup>を●●さんにお貸しし、残った分は●●さんが少し自分の所のお野菜を作るという事です。●●さんは先

程事務局が言ったように季節野菜、そしていずれその黒潮町のようにハウスを建てて、ブロッコリー等の育苗もやってみたいという風におっしゃってました。現地確認は松本委員の方にしていただきました。以上です。

○松本委員 現地確認をしに6日に現地に行って来ました。現場、現状は毎年草を刈って手入れをしまあ何も作ってなかったですけど、今年には手入れをしないで茅が生えておりました。

農地にはなると思いますので、荒らしておくよりはいいかと思えます。よろしくお願ひします。

○議 長 続きます、受付番号10番及び11番並びに12番について、黒川地区担当の小川委員お願ひいたします。

○小川委員 【議案書をもとに10番及び11番並びに12番朗読】

この3名には電話で確認しまして、うち2件は再設定ですので問題ないと思えますので。12番は●●さんは高知市の方におりますので、電話で確認しましてよろしくお願ひしますとの事です。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」4件は、意見を附して市に通知することに決しました。

- 議 長 続きます、協議事項に入ります。  
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。
- 事務局長 それでは、事務局より非農地証明についてご報告いたします。  
受付番号4番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑2筆。議案書5ページの方をご覧いただきたいと思います。場所は、高石集会所の手前の道を入った土地で3026番は平成12年に住宅のはなれを、3027番は平成元年に倉庫をそれぞれ建築し現在に至っております。
- 続きます、受付番号5番。申請場所、所在地大深浦。登記地目畑1筆。議案書6ページの位置図をご覧いただきたいと思います。場所は補助グラウンド宿毛市野球場の前を直進しすぐ左側の土地で、平成15年頃倉庫を建築し現在に至っております。  
以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。事務局からは以上です。
- 議 長 続きます、受付番号4番について、二ノ宮地区担当の山本委員  
お願いいたします。
- 山本委員 【議案書をもとに4番朗読】  
先日現地を確認。本人に確認を取りました。農地への復帰は困難だと思  
われます。審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 続きます、受付番号5番について、大深浦地区担当の山口委員  
お願いいたします。
- 山口委員 【議案書をもとに5番朗読】  
先日、保田委員と一緒に現地確認に行きました。下もコンクリで固めて  
いて、これ平成15年頃となっていますけども恐らく15年より前に建てた  
のではないかと思います。●●さんからよろしく願いしますという事  
でした。以上です。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は  
ございませんか。

(審議中)

- 寺田委員           5ページの●●さんの非農地証明願なんですけど、これあの住所が●●●●●番地になっていますよね。その中に●●●●●、●●●●●という3筆がのちよったという事ですか。
- 事務局長           そうですね。それでもう現地も確認したんですけどね、写真も当然付いてます。かなり本当に一部みたいな感じですね。
- 寺田委員           面積的にはね。
- 事務局長           あのね、それで当初はどこら辺かなと。もう離れも一棟建ってます。倉庫も一棟建ってます。その一部分いう事でこの筆数になってたいう事ですね。
- 寺田委員           という事は●●●●●だけ地目変更、あの宅地にして、あとほったらかしといていう事やね。
- 事務局長           と思いますね。あの当初はもうほら一軒家を建ててますけどね。それから追加でまあ増築じゃないと思いますけどね。増築じゃないですけどね、離れと倉庫を建てたと。それで何らかの関係で地目を調べていたら一部地目が畑に残っていたと。ただ当然現況はもう宅地になってますんでね。非農地証明の場合は比較的こういう事例は珍しい事例じゃないですね、よくありますね。以上です。
- 濱田委員           あれは宅地。●●●●●の所、知っちょうけんどもよ。全体もう全部宅地みたいなもんよ。
- 事務局長           宅地です。それでもう当然あの・・・
- 濱田委員           残っちょうけん（非農地証明願を申請）したばあの事よ。実質的には野菜も作ってないし、もう俺全部知っちょう。
- 小島代理           課税は結局宅地いう事よ。
- 事務局長           そうです。それでもうあの税金面でも全然メリットはありませんのでね。ただ、その相続関係。相続関係なんかの場合はどうしても農地が残って

たら生前贈与いう事になりますんで、それで3条申請言うても現況が宅地ですんでね、だったらその3条申請で相続いう事はできませんので、その場合にはもう現況通りに地目変更したら農地法を離れて通常の相続できると。そういうあの事例がね、こういうケースはわりと多いんじゃないかと思います。あの、こちらもそこまでは申請人に確認はしてはませけど。以上です。

○議長           ほかに何か意見はございませんか。

○田村委員       5番の●●さんの、これは1筆ですか。

○事務局長       これは1筆です。

○田村委員       平成15年位前言うたら、あの地目変更言うか、あれしなくて建ったんやろうかと。

○事務局長       これもですねいろいろパターンがあります。僕もその当時は知りませんが年々ですね農地法に対する各関係機関が厳しくなって、特に平成の1桁の時にはですね、まあ例えば僕が自分の農地に車庫を建てると、そんな場合に銀行から仮にお金借りるとしますよね、一切そのあの農地法の絡みはね必要なく通常の融資が受けれたみたいですよ。

ただ今はですね、転用申請からそういうのをどうして取るかというのは銀行の融資がですね、農地、田畑の場合に対して金融機関が融資する場合には、農地法の各種許可書が添付書類として必要になりますんでね。

○田村委員       この頃はまだいらなかったと。

○事務局長       それと極端な言い方したら倉庫ですけんね、自己資本で建てると。そしてたらもう銀行の融資も受ける必要がないでしょ。特に平成の1桁の頃で自分の農地にそういう簡易な倉庫を建てた場合は、自己資本で建てた方が多いような気がしますね。その後、農地法もすごく厳しくなって何らかの関係で地目を変える必要が出てきたと。そういう場合にこの非農地証明取られる方が多いです。以上です。

○田村委員       倉庫の場合はうちも建った時に、あの事務局からは何㎡までは。

- 事務局長 200 m<sup>2</sup>です。
- 田村委員 必要ないから残っってもいう事で。
- 事務局長 ただあくまでその倉庫もですね車庫はいけません、農業用倉庫ですね。  
農業用倉庫の場合は建坪じゃなくって、建築面積がですね 200 m<sup>2</sup>未満の場合には、転用申請はいらぬ事になっています。以上です。
- 澤田委員 198 m<sup>2</sup>なら。
- 事務局長 そうです、そうです。(転用申請は) 入りません。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。
- 議 長 事務局より報告事項があります。
- 事務局長 (県に送付した結果の報告について)  
それではまず私の方から報告事項をさせていただきます。まず県に送付した転用審査の結果の報告についてです。  
第 7 9 8 回、第 7 9 9 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した農地法第 5 条申請 (受付番号 1 9 番、2 0 番)、それと農地法第 4 条申請 (受付番号 1 番) について、それぞれ県より許可の決定がありましたのでこの場を借りてご報告いたします。私の方からは以上です。
- 事務局長 続きまして事務局から 3 点報告いたします。



（「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について）

1 点目は「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。

内容は事務局で案を作成し、去る 3 月の総会にてご協議いただきました「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきましては、3 月 15 日から 4 月 16 日までの一か月間宿毛市のホームページにて公開し意見等の募集を行いましたが、意見はありませんでしたので報告いたします。今後、平成 30 年度の活動計画についてホームページへ公表することといたしますのであわせてご報告いたします。

（産業祭における農業者年金等相談コーナー開設について）

2 点目は、先日開催されました産業祭での農業者年金等相談コーナーについてのお礼です。当日は天候にも恵まれ、農業者年金等相談コーナーの開設に際し、農業者年金加入推進部長の田村委員をはじめ、ご多忙のところ来場いただきました委員の皆さま、また、スタッフで参加された委員のみなさまお疲れさまです。ありがとうございました。

残念ながら農業者年金の新規加入には至りませんでした。加入推進の取り組みとして前年度に引き続き、今年度も 1 名でも多くの新規加入を目指して、目標達成に向けて委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

（次回総会の日程について）

次回総会の日程についてお知らせします。6 月 4 日（月）午後 1 時 30 分から行いますのでよろしくお願ひします。事務局からは以上になります。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第800回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年5月8日

会　長

農業委員

農業委員